

25 核管東第 249 号
平成 26 年 3 月 5 日

原子力規制庁放射線防護対策部
原子力防災政策課長 殿

公益財団法人核物質管理センター
東海保障措置センター
所 長

東海保障措置センター原子力事業者防災業務計画の軽易な変更について

標記の件について、内閣府及び原子力規制委員会の組織変更に伴い、東海保障措置センター原子力事業者防災業務計画の記載の一部が下記のとおり変更になりますのでご連絡いたします。

記

変更箇所と内容

- ①別図－3 の「原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災課）」を「原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課）」に変更する。
また、「内閣官房（内閣情報調査室及び内閣安全保障・危機管理担当）」を「内閣官房（内閣情報調査室及び内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当））」に変更する。
- ②別図－4 の「原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災課）」を「原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課）」に変更する。
また、「内閣官房（内閣情報調査室及び内閣安全保障・危機管理担当）」を「内閣官房（内閣情報調査室及び内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当））」に変更する。

以上

添付資料

東海保障措置センター原子力事業者防災業務計画新旧対照表

変 更 前

変 更 後

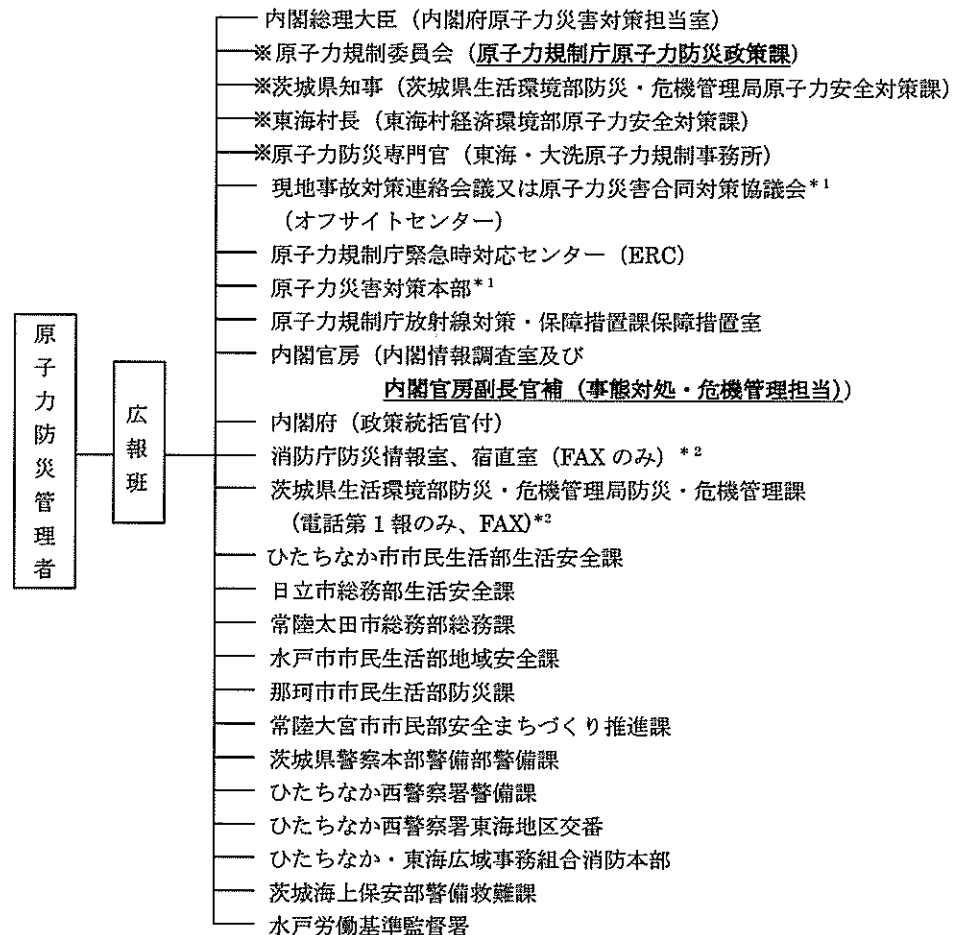
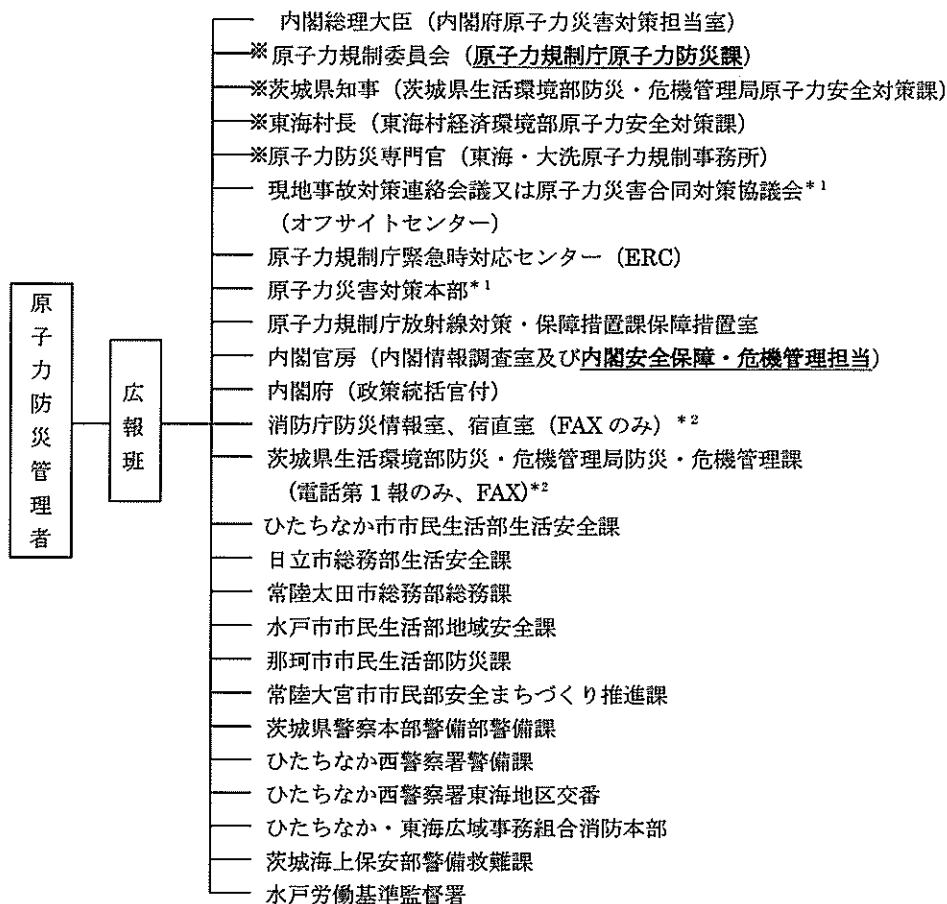
備 考

別図－3

別図－3

緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図

緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図



注1 ※1：原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先
 注2 広報班からの通報連絡は、FAXで送信後、電話による確認を行う。
 なお、*2については括弧書きに従う。
 注3 ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先

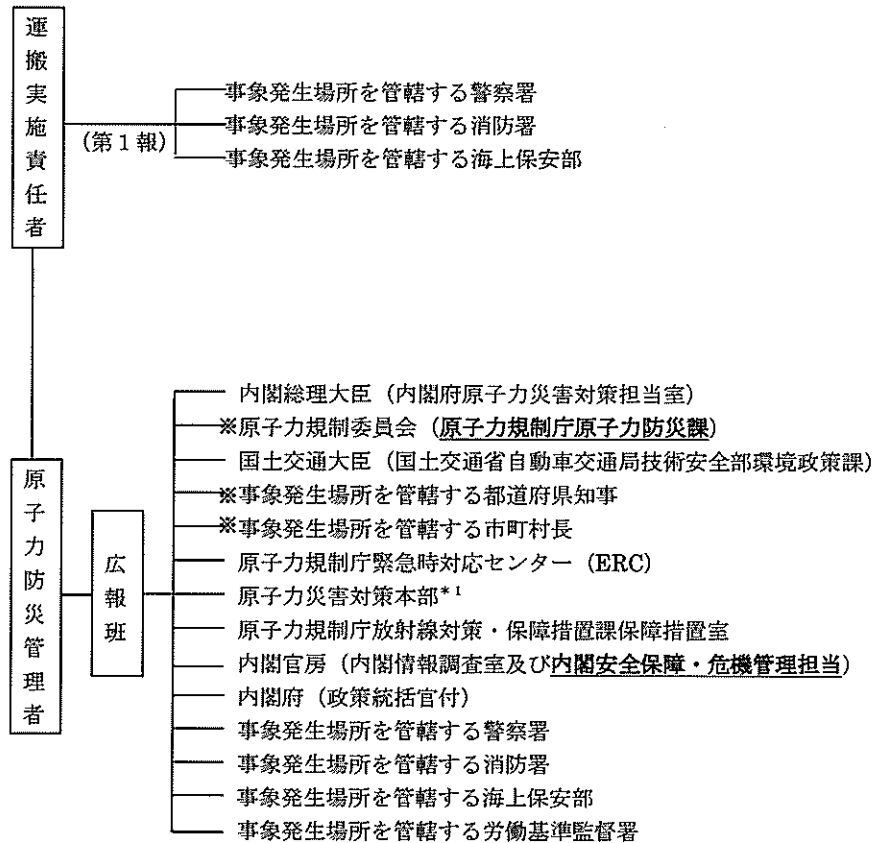
注1 ※1：原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先
 注2 広報班からの通報連絡は、FAXで送信後、電話による確認を行う。
 なお、*2については括弧書きに従う。
 注3 ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先

・原子力規制委員会の組織変更による変更

・内閣府の組織変更による変更

別図-4

運搬時の緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図



注1 *1：原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先

注2 茨城県内運搬時の事象発生に係る広報班からの連絡先は別図-3による。

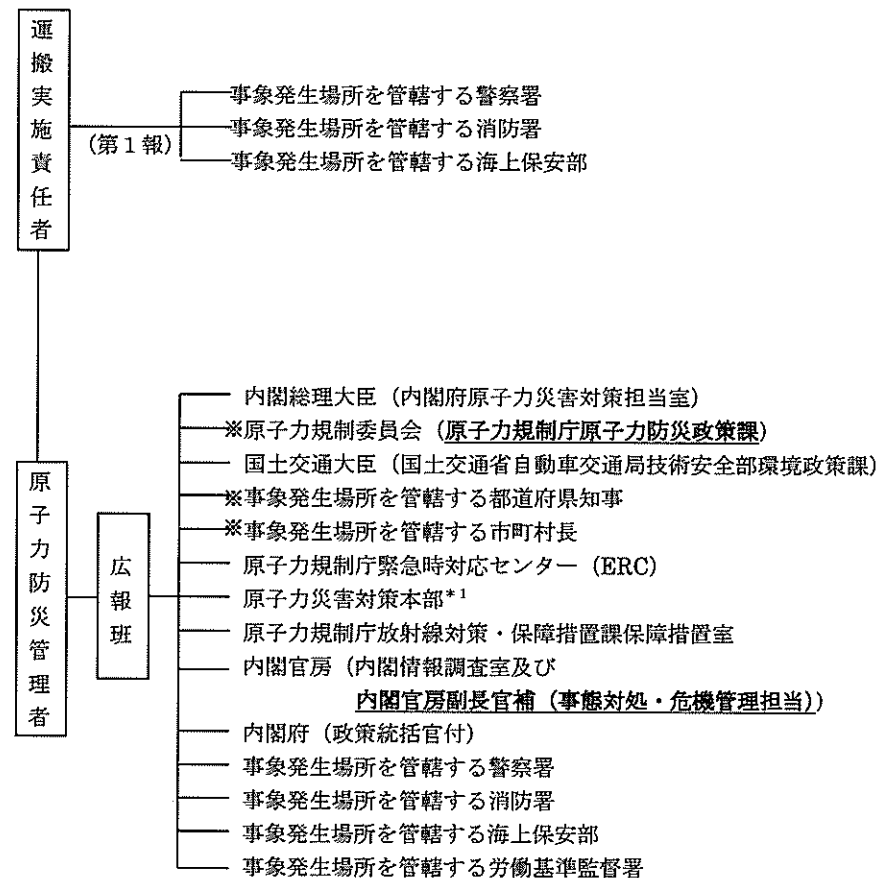
注3 運搬実施責任者からの第1報は電話による。

注4 広報班からの通報連絡は、FAXで送信後、電話による確認を行う。

注5 ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先

別図-4

運搬時の緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図



注1 *1：原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先

注2 茨城県内運搬時の事象発生に係る広報班からの連絡先は別図-3による。

注3 運搬実施責任者からの第1報は電話による。

注4 広報班からの通報連絡は、FAXで送信後、電話による確認を行う。

注5 ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先

・原子力規制委員会の組織変更による変更

・内閣府の組織変更による変更